

控訴審第2回裁判のご報告

平成30年11月16日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護団の主張や証拠

★第3準備書面(水密化等の結果回避措置は、日本でも本件原発事故以前に検討・施工されており、「後知恵」との批判は的外れである)

○概要

- ① 岡本孝司氏は、意見書において、「主要建物の水密化等」の発想が本件事故前に存在したこと自体を、否定する。国は、一審原告らの結果回避措置に関する主張を、「後知恵」として、否定する。
- ② しかし、原子力安全基盤機構は、2007年4月、フランス・ルブレイエ原発の事例と同規模の外部溢水に対して、水密扉の設置等により建屋最下層に設置されている機器の浸水による機能喪失を防ぐ安全向上策をとればリスクを低減できる旨、公表した。この結果は、保安院に報告されていた。
原子力産業界が設立した日本原子力技術協会も、2007年7月、津波を含めた設計を超える風水害が起こると施設水没のリスクが高くなるので施設の安全確保対策を実施することを、求めている。
本件原発事故の前でも、建物の水密化・非常用ディーゼル発電機や電源盤／バッテリー設置室の水密化・高台設置は、津波対策を立てる上で検討されていた。
- ③ このように、水密化等の結果回避措置は、日本でも、本件原発事故以前に検討・施工されていた。国の「後知恵」との批判は、的外れである。

★第4準備書面(原告らの避難元住居の状況について)

○概要

- ① 富岡町の状況であるが、多くの住民が帰還を希望しながら、インフラが震災前の水準まで回復していないこと、放射線への不安をぬぐい去ることができないことから、避難生活を続けざるを得ない。東電は一連の除染行為が完了したことを主張するが、仮置き工事は引き続き実施され、富岡町は福島県内の指定廃棄物の最終処分場に指定され搬入されており、放射線物質がごく身近に存在する事実が変わりない。
東電は各種施設の開業や交通網の整備を主張しているが、それらはむしろ数少ない復旧・復興にすぎず、失われた富岡町における生活基盤は、現在ではほとんど回復していない。
- ② 飯館町の状況であるが、住民意向調査によれば、避難者が帰還をしないという意向は事故後ほとんど変化がない。仮置場や放射性物質に覆い尽くされた環境となり、空間放射線量は1μシーベルト毎時を超える高い数値である。本件事故後に再開した事業所数は5分の1にも満たず、福祉サービスの不存在、介護、ヘルパーの不足も指摘されている。
従前の包括的な生活基盤や地域コミュニティは、回復されていない。
- ③ 浪江町の状況であるが、居住人口は事故前の1%程であり、81%の面積は

汚染されたままである。事故前と比べ、わずか4%ほどしか事業所数は回復しておらず、営農再開率はわずか0.1%である。以前のように住みやすい住環境は、元通りになっていない。

④ 双葉町の状況であるが、面積の2.3%しか除染されず、仮置き場には除染土が詰められたフレコンバックが山積みになっている。5 μ シーベルト毎時等、依然として非常に高い数値が測定されている。JR常磐線の不通区間は未だ運転再開されておらず、避難指示も解除されていないのであり、生活の本拠としての復興がなされていない。

⑤ 南相馬市は、山林部において除染が十分でないと推測される他、事故前と比べ、病院・診療所・歯科医院の稼働数、小学校生徒の在籍数、いずれも減少している。

矢吹町は、汚染土壌等の問題が依然として残り、セシウムの検出等健康影響の懸念がある地域であり、生活の本拠として安心な場所ではない。広野町は、復興関連の作業員が町に多くなったと推測され、かつてと同じような町に戻ったわけではなく、住民の構成が異なり、未だにインフラが十分に整備されていない。

★第5準備書面(「原子力は安全・安心」と、原発・絶対的安全性論を唱えてきたのは、国と東電である)

○概要

① 国は、本件原発事故前の原発訴訟において、「絶対的な安全性」ではなく、「相対的安全性」論を主張したことはなかった。

すなわち、国が、「科学技術を利用した施設などでは、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているのであるが、その危険性の程度が科学技術の利用により得られる利益の大きさと対比において、社会通念上容認できる水準であると一般に考えられる場合には、これらの規定が想定する安全性は、このような『相対的安全性』を前提とした一定の限度の安全性に留まる」などと主張したことはなかった。

国は、「事故は起きません」「日本の原発は安全です」と安全神話を振りまき続けたにも関わらず、本件事故が起こって、手のひらを返したように、「絶対的安全はない。利用により得られる利益の大きさと対比」などと言い出したのである。

② 国と事業者がこれまで絶対的安全性論をばらまいてきたことに対して、本件事故後、日本学術会議や国会事故調等様々な機関より、批判が出た。

③ 国は、「利益との対比を考えた相対的安全」と主張する。しかし、福島第一原発は、何の利益も生み出さなかった。原発事業も経済行為の一端であり、「有限なリソースの範囲内で安全対策を行えば良い」という論理の中からは、安全対策を十分に尽くすという意思決定は、生まれてこない。

航空業界と同様、原子力業界においても、非常に高度な安全性を、不断の努力で勝ち取るべきであった。日本の原発は安全安心、事故は起きませんなどと慢心して、「不断の努力」をせず、事故対策を怠った結果が、本件原発事故だったのである。

★第6準備書面(「長期評価を津波確率論的安全評価にとりこむ」ことは「津波対策をしない」と同義である)

○概要

① 国は、津波PSA(確率論的安全評価)の問題点を認めながらも、「東電が『長期評価の見解』を決定論ではなく、確率論において取り扱っていく方針であるとの報告を受けて、了承した」等と述べ、「それ自体が工学的に合理的であること

はもとより、保安院の規制課題全体に対する取り組みと整合するものとして評価すべき」と主張する。

上記国の主張は、本当に「保安院として了承した」といえるのかという疑問を横に置いたとしても、「被告東電が津波対策をとらないことを了承した」ことであり、「規制権限を行使しなかった」と同義である。

- ② 確率論的安全評価は、津波事象に対して、「ほぼ永久に研究段階」である。今村文彦氏ら各意見書においても、津波確率論的安全評価は、未確立であると述べている。

確率論的ハザード解析は、それ自体が目的ではなく、あくまでも、対策をたてるかどうかの意思決定及び規制の意思決定のための手段であるのに、「ほぼ永久に研究中」というのでは、対策をたてるための意思決定の手段とはならない。確率論的安全評価は、決定論的安全評価に基づいて確保されている安全性の程度を、知識ベースで検証する機能が期待されるに留まるものであり、決定論的安全評価に基づく安全規制に変えて確率論的安全評価によって安全性の確保を行うことは、そもそもできるものではない。

国が主張する「長期評価の見解を決定論ではなく、確率論にとりこむ」ということは、「津波対策をしない」と同義である。現実にも、確率論的安全評価に基づく対策は、一切なされていない。

- ③ 国の主張は、長期評価から公表された当時から、津波の問題を安全規制の対象から除外し、実際に何らの対策もとっていないことを自認するものに他ならない。国の予見義務・回避義務の懈怠は、著しく合理性を欠くものと評価すべきである。

★第7準備書面第1分冊～第3分冊（一審被告国の控訴答弁書第2～第8に対する反論）

○概要

- ① 原子炉の抱える危険の特性と安全規制の法令の趣旨・目的に照らせば、原子炉施設には、高度の安全性が求められる。未だ事故による被害が発生していないとしても、原発事故による被害が甚大となること、自然現象の不確実性を踏まえれば、地震発生長期評価についての通説的見解の確立は不要であり、規制権限不行使を基礎づける客観性と合理性がある知見があれば、足りる。

国は「危険性が高度にかつ切迫している」場合にのみ、規制が義務的になると主張している。しかし、規制権限不行使の違法性判断に関する最高裁判決は、切迫性を必要の要件としていない。

国は、安全対策の要否の判断に際して、工学に基づく専門技術的な判断が必要であるとも主張している。しかし、工学的判断は、安全対策が必要とされた後に、安全対策の実行可能性の有無や複数の防護措置の間の合理性の比較検討等の際に求められるにとどまり、安全規制の要否自体に際して工学的な判断を踏まえる必要はない。

原子炉施設の津波防災対策に活かすという責務を負っていた東電と原子力安全・保安院が、地震学や津波シミュレーションの専門家や専門機関が提供した有益な情報を統合して、原子炉施設の安全確保に活かすという責務を怠った。これが、本件事故の原因である。

- ② 2002年「長期評価」の信頼性について、福島地裁判決では、「特にその信頼性を疑うべき根拠が示されない限り、研究会での議論を経て、専門的研究者の間で正当な見解であると是認された知見であり、単なる一研究者の見解や任意の研究者グループの見解をまとめたものではなく、単に異論が存在することのみ

によって「長期評価」の信頼性が失われるものとはいえない」「規制権限の行使を義務づける程度に客観的かつ合理的根拠を有する知見であり、その信頼性を疑うべき事情は存在しなかった」と判示した。

これに対し、国は、「長期評価の見解」は「理学的には否定できない」という以上の信頼性はない、と主張する。しかし、地震調査委員会の委員会・部会・分科会における見解の表明は、単に理学的に否定できなければ異議を述べないレベルの問題ではなく、各委員とも、その委員会で集約される結論が地震防災対策で活用されることを目的としており、現に防災対策で採用されるであろうことを予定して、議論に参加し、意見を述べているものである。現実の地震防災対策において参照するに足りる程度の信頼性のある情報であることは、当然である。

また、国は、中央防災会議において、「長期評価の見解」につき、理学的根拠を伴わないという理由で、地震及び津波対策を検討する上で採用しないという判断を下した、とも主張する。この国の主張は、事実と反する。中央防災会議は、専ら時間的・財政的な制約を理由に、審議の当初より、発生が確認されていない地震を検討対象から除外することとし、その結果、福島県沖海溝沿い領域を検討対象から外したに過ぎない。中央防災会議は広範的かつ一般的な防災対策を対象とするものであり、中央防災会議の報告によって、「長期評価」の信頼性が否定されるものではない。

さらに、国は、地震学者等7名の専門家意見書を提出し、これにより「長期評価」の信頼性を低下させようとしている。しかし、その専門家が理学としての地震学を専門とするのか、それともその成果の応用を目的とする工学を専門とするのか、地震調査研究推進本部の委員として実際に「長期評価」の判断にどのような対応を行っていたか等の観点により、各専門家の意見書の内容を詳細に検討すれば、これら各専門家の意見が「長期評価」の信頼性を否定するものではない。

保安院及び東電は、「津波評価技術」による「既往最大の考え方」に固執して、原子力発電所の津波に対する安全性の確保を怠るに至った。「津波評価技術」は、策定過程において、過去の地震・津波について詳細な検討がされたことはなく、地震学の最新の知見を踏まえて将来想定される地震について検討することを、目的としていない。原子炉の安全規制基準としての適格性もない。

福島地裁判決が判示しているように、「平成14年7月31日の「長期評価」の公表から平成23年3月11日の本件事故に至るまで、東電から「長期評価」に基づく想定津波に対する対策は全く示されていなかったのであるから、本件で問題となっている「長期評価」に基づく想定津波に対する安全性に関する限り、国は、津波安全性を欠いた福島第一原発に対する規制権限を、規制権限の行使が可能であった平成14年末から8年以上の間、全く行使していなかったものである」「本件の具体的事情の下において、許容される限度を逸脱して、著しく合理性を欠いていた」。

- ③ 1審千葉判決は、仮に各結果回避措置を講じたとしても、時間的に間に合わないか、本件地震の規模から本件事故を回避できなかった可能性がある等として、「結果が回避できた可能性があるか否か」の判断を意図的に回避するという誤りを犯した。

国は、唯一合理的に認められる結果回避措置として、想定津波に対して防潮堤を南北及び一部東部に設置しても、敷地への浸水を防げなかったことで、結果を回避できなかったと主張している。そのため、国は、防潮堤・防波堤等の設置以外の結果回避措置が導かれる余地はないとし、タービン建屋等の水密化を結果回避措置として考慮する一審原告らの主張や福島地裁判決が誤っていると主張している。

しかし、国が提出した今村文彦氏意見書自体、防潮堤の機能に限界があると記載している。現に、本件事故前から防潮堤以外の津波対策がとられており、国が援用するIAEA報告においても、水密化等を求めている。防護の多重化による安全確保のため全ての防護措置が求められるところ、防潮堤以外の水密化措置は、実行が容易である。原子炉施設の安全規制に関する法令の趣旨からは、防潮堤と並行して、建屋の水密化等の多重の防護が、当然に求められる。防潮堤が唯一の対策とする国の主張は、法の趣旨に反する無責任極まりないものである。

タービン建屋等の水密化及び重要機器設置箇所の水密化による防護措置を講じていれば、非常用電源設備等の被水を回避して、全交流電源喪失による本件事故を回避しうる可能性は十分にあった。

★その他提出した書面

文書送付嘱託申立書(東電元役員刑事事件記録)、証拠申出書(岡本孝司東京大学教授)、求釈明に対する回答書、一審原告の個別損害に関する主張書面、検証に関する意見書、一審原告本人尋問実施に関する意見書

★提出した主な証拠

東電元役員刑事事件公判期日報告書(福島原発告訴団弁護士作成)、東電元役員刑事事件傍聴記(添田孝史氏作成)、津波対策に関する電力との打合せ議事メモ(案)(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構作成)、福島第一原子力発電所事故以前の津波高さに関する検討経緯-想定津波高さと東電の対応の推移-(日本学術会議・総合工学委員会原子力事故対応分科会・福島第一原発事故調査に関する小委員会作成)、飯舘村・双葉町・南相馬市各住民意向調査・報告書、中間貯蔵施設情報サイト(環境省作成)、後藤政志氏・筒井哲郎氏の意見書、「WASH-1400」に関する文献、一審原告の方々の陳述書、福島地裁で実施された館野淳証人の尋問調書

(2) 一審被告東京電力の主張や証拠

★一審被告東京電力共通準備書面(3)(旧屋内退避区域及び南相馬市要請区域の一審原告らの精神的損害について)

○概要

① 旧屋内退避区域等及び南相馬市要請区域の住民に対し、東京電力は、中間指針等に基づき、避難等に係る慰謝料額として、通常的生活費の増額分を合算した上で、1人月額10万円を基礎として、平成23年3月から同年9月までを賠償対象期間とし、合計70万円を賠償する旨公表している。

この慰謝料額は、合理的であるし、相当性もある。

② 政府による屋内退避の指示又は南相馬市による一時退避の要請については、住民に対する避難を強制したものではない。また、この指示又は要請は、いずれも平成23年4月22日には解除されており、対象期間は約40日間である。実際にも、多数の住民が避難を継続していた。被害の実質は、自主的避難等対象者が置かれた状況により近いものであった。

いわき市も南相馬市も、活動を再開している。平成23年4月22日以降も、新聞報道により放射線に関する情報提供がなされていた。健康調査による結果も、預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなく、放射線による健康被害があるとは考えにくいと評価されていた。

③ 旧屋内退避区域等及び南相馬市要請区域の住民に対する精神的損害の賠

償は、1人あたり70万円を超えない。

★一審被告東京電力共通準備書面(4)(矢吹町の一審原告番号8の原告らの精神的損害について)

○概要

① 矢吹町は、本件事故後、政府による避難指示等の対象になっておらず、中間指針追補に基づく自主的避難等対象区域にも含まれていない。

矢吹町及び県南地域の本件原発からの距離、放射線量等の客観的状況、本件事故による放射線の影響による客観的な危険の程度、放射線やその健康影響に関する情報提供が本件事故直後よりなされており、他の圧倒的多数の住民が冷静な対応をとっていること等の事情を踏まえれば、原則として、その住民が本件事故後に居住を継続することによって、本件事故により、法律上保護される利益の侵害が生じていたとは評価できない。

例外的に、子供・妊婦に関しては一般に放射線感受性が高い可能性があることと認識されていたことから、県南地域の住民のうち子供・妊婦については、一定の範囲において、一定の額の精神的損害等の賠償を行っている。

② 東電の賠償金額・賠償期間いずれも、合理的である。

★提出した主な証拠

いわき市・南会津相双・福島県内の各環境放射能測定結果(福島県作成)、福島民報社の新聞記事、自主的避難関連データ(原子力損害賠償紛争審査会事務局)

★その他提出した書面

文書送付嘱託申立てに対する意見書、控訴答弁書

(3) 一審被告国の主張や証拠

★第3準備書面

○概要

① 決定論的安全評価は、原子力施設に起こりうる様々な事象の中から代表事象を選定し、これが発生確率にかかわらず発生すると仮定した上で、保守的な手法で事象の進展を解析することにより、施設にもたらされる影響の有無・程度を評価するものである。

確率論的安全評価は、発生する可能性のある様々な事象を網羅的・系統的に評価の基礎に取り込んだ上で、それらの事象の発生確率を考慮して安全性を評価する手法である。

② 国は、保安院発足当初より、決定論的手法に基づく規制活動を行う一方、より一層の科学的・合理的な安全規制を目指して、確率論的手法を用いることにより得られるリスク情報をも規制に活用するため、必要となる制度的基盤及び知識基盤の整備に向けて取り組んでいた。

③ 国や東電を含む事業者ら及び専門家らにおいて、確率論的安全評価のうち、津波を対象とした確率論的安全評価及びその前提となる確率論的津波ハザード解析手法の確立に向けた努力が続けられていた。もっとも、本件事故までの工学的知見の到達点としては、これらが確立し、更なるリスク評価やこれに基づいた対応が可能になる状態には至らなかった。津波を対象とした確率論的安全評価(津波PRA)は、本件事故前後において、その知見の進展に従って安全評価手法としての信頼性を増し、規制の領域においてもその活用範囲や程度を広げているのだから、本件事故前の津波PRAの開発及び規制における活用に向けた

国や研究機関、事業者の取組に正当性が認められる。

仮に本件事故前の確率論的津波ハザード解析手法の到達点を前提に暫定的なりリスク評価を行ったとしても、その評価結果をもって、本件原発の主要建屋の敷地高さを上回る津波が浸水することを想定した施設・設備の設計見直しをする経営判断を行わせるに至ったとはいえない。

★第4準備書面

○概要

- ① 「長期評価の見解」の公表後、地震本部内においても、「長期評価の見解」により示された三陸沖から房総沖にかけての日本海溝沿い全域における津波地震の発生可能性という知見は、確率論的ハザード解析の基礎資料として取り扱われていた。

しかし、地震発生確率を評価する上での過程として取り入れた震源断層等に関する知見は、決定論的ハザード解析の基礎資料としては取り扱われていなかった。

地震本部が本件事故前に実施していたのは、あくまでも将来の地震及び地震動を対象とする評価であり、津波の評価ではない。

- ② 「長期評価の見解」公表直後の平成14年8月、日本地震学会会長等を務めていた大竹政和東北大学名誉教授は、地震本部地震調査委員会委員長に対し、二度にわたり、「長期評価の見解」の理学的根拠をただすとともに、同年7月の長期評価が他の長期評価に比べて格段に高い不確実性をもつと指摘した。その上で、その旨を長期評価の評価文に明記するよう求めるなど、不確実性の高い長期評価結果をそのまま「全国を概観した地震動予測地図」に反映させるのは危険であると警鐘を鳴らした。

地震本部は、大竹教授の上記指摘等を受け、長期評価の評価文の一部を修正するとともに、不確実性の高い長期評価結果を「全国を概観した地震動予測地図」に取り込む際の検討課題と認識して検討するとの意向を示した。現に、地震本部は、その後、「長期評価の見解」を確率論的にのみ取り扱い、決定論的ハザード解析の基礎資料に用いなかった。

- ③ 「長期評価の見解」を確率論的に取り扱うとの対応は、「長期評価の見解」の当時の理学的知見としての成熟性を踏まえた工学的正当性を有する判断であった。

★第5準備書面(予見可能性に関する統一準備書面)

○概要

- ① 原子力規制における津波の予見可能性の有無は、原子力規制機関が定めた具体的な審査又は判断の基準の策定と、その基準への適合性の判断という二段階の過程を経て判断される。

本件事故以前は、そのような二段階の審査判断の下、福島第一原発の主要建屋の敷地高さを超える津波は想定されていなかった。よって、原子力規制機関が設定した審査又は判断の基準が不合理であるか、又はその基準の適合性への判断が不合理であるとはいえない限り、国に福島第一原発の主要建屋の敷地高さを超える津波を予見する義務があったとはいえない。

- ② 原子力規制機関は、「津波評価技術」と同様の考え方を、津波に対する安全性の審査又は判断の基準として、取り入れていた。「津波評価技術」の波源設定の考え方は、「既往最大」の津波ではなく、「想定できる最大規模の津波」を評価するものだった。上記基準の設定は、本件事故前の科学的知見の到達点を踏ま

えた科学的・専門技術的判断として、合理性を有していた。

「長期評価の見解」が公表された平成14年当時、三陸沖の海溝寄りの領域と福島県沖の海溝寄りの領域の地体構造が同一であるとする科学的知見は、皆無であった。そのため、福島第一原発の津波に対する安全性を評価するにあたって、福島県沖の海溝寄りの領域に、明治三陸地震の波源モデルを置かなかったことは、合理的であった。

- ③ 国は、「長期評価の見解」について適時適切に調査を行った。国は、平成14年8月、東電を通じて、佐竹教授に対し、「長期評価の見解」を裏付ける科学的根拠の有無・程度を調査した。

その結果、「長期評価の見解」は、客観的かつ合理的な根拠によって裏付けられた地震地体構造の知見ではなく、従前の福島第一原発の津波の安全性に係る審査又は判断の基準の適合性を見直す必要が生じる科学的知見ではないと、判断した。この国の判断は、当時の科学的知見の進捗状況に照らして、合理的であった。国の規制権限の不行使は、著しく不合理とされる余地はない。

★提出した主な証拠

津波に対する確率論的安全評価手法の開発、原子力安全規制に関する課題の整理(原子力安全・保安部会 基本政策小委員会作成)、日本原子力学会標準委員会技術レポート、発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム議事録、「全国を概観した地震動予測地図」報告書(地震本部地震調査委員会作成)、田中博史氏報告書、独立行政法人原子力安全機構中期目標(JNES作成)、実用発電用原子炉に係る新規性基準の考え方について(原子力規制委員会作成)、今村文彦氏の意見書、試算津波における共振に関する影響評価業務委託書、発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き(原子力安全委員会作成)、安全情報検討会に関する資料、東京地裁で実施された今村文彦氏の証人尋問調書

★その他提出した書面

文書送付嘱託申立てに対する意見書

2 弁論の更新に伴う一審原告ご本人・弁護団員による意見陳述

3 弁論の更新に伴う国の意見陳述

4 今後の裁判の日程

第3回口頭弁論期日	2019年2月15日(金)午後2時
第4回口頭弁論期日	2019年5月10日(金)午後2時
第5回口頭弁論期日	2019年7月19日(金)午後2時

以 上